

狭山事件

冤罪を生む日本の社会構造

戦後日本では、死刑確定後再審無罪となった事件が4件あります。免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件がそれらです。
無期懲役確定後再審無罪となったのは、梅田事件、足利事件です。
有期懲役確定後再審無罪となったのは榎井村事件、弘前大教授夫人殺し事件、徳島ラジオ商殺し事件です。
1966年に発生したいわゆる袴田事件は、今年再審が始まりました。
このように冤罪を数多く生み出してしまう日本社会とは、刑事司法のジャーナリズムの問題点とは、人権とは何でしょうか。
いまだ再審が開始されない狭山事件について語っていただきます。

日時: 2023年9月18日(月・祝) 14:00~17:00

場所: サクラファミリア・聖堂
大阪市北区豊島 3-12-8

シンポジスト: 黒川みどりさん
(静岡大学教授)

安田 聡さん
(狭山事件再審弁護団事務局)



黒川みどりさんの著書

参加費: 無料(どなたでもお越しください)

主催: カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

連絡先: ☎ 075-366-6609

e-mail/bukatu@kyoto.catholic.jp